

令和4年1月28日（金曜日）

第1回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

令和4年第1回松島町議会臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	鷹平義弘君
水道事業所長	岩渕茂樹君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長	赤間隆之君
教育課長	千葉忠弘君

参事兼中央公民館長	伊藤政宏君
選挙管理委員会事務局長	中條宣之君
代表監査委員	丹野和男君

---

事務局職員出席者

事務局長	櫻井和也	次長	熊谷直美
主査	清水啓貴		

---

議事日程（第1号）

令和4年1月28日（金曜日） 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

1月28日の1日間

〃 第 3 報告第1号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〃 第 4 議案第1号 令和3年度松島町一般会計補正予算（第8号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、出席議員が13名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回松島町議会臨時会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

櫻井町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

本日第1回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関しまして、全国各地でオミクロン株による急速な感染拡大が見られ、まん延防止等重点措置の適用地域が広がっております。宮城県におきましても、連日多くの感染者が報告されており、当町では昨年9月25日以降感染者の報告はありませんでしたが、1月に入り9名の感染者が報告されている状況で、今後どこまで拡大していくのか懸念されるところであります。

オミクロン株についても、感染及び重症化のリスク軽減にはワクチン接種が有効とされておりますが、当町における3回目接種は2月8日から75歳以上の高齢者、3月には65歳以上の高齢者及び基礎疾患をお持ちの方々への接種を予定しており、その後ワクチン配給状況により順次進めていくこととしております。現時点での予定につきましては、お手元に資料を配付しておりますので、ご確認をお願いします。

さて、本日提案します議案は、和解及び損害賠償の額の専決処分等の報告及び令和3年度一般会計補正予算を提案させていただくものでございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） ありがとうございます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番阿部幸夫議員、10番今野 章議員を指名いたします。

---

---

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

---

日程第3 報告第1号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（色川晴夫君） 日程第3、報告第1号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第1号和解及び損害賠償の額の専決処分についてご報告を申し上げます。

令和3年10月4日午前8時47分頃、乗客3名を乗せた町営バスが松島町高城字反町四1番地の2付近において、主要地方道仙台松島線に合流する際、左側から走行してきた車両に接触し、相手方車両の右側後方部が損傷しました。

これに関して車両修理及び慰謝料等として4名に対し損害賠償額29万3,427円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項として令和4年1月7日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、報告第1号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について説明いたします。

事故発生の場所、高城字反町四、1番地の2付近につきましては、陸上自衛隊反町分屯地の進入路入り口の手前にあります県道上の青色の欄干の松本橋のところになります。町営バスには運転手のほか長松園デイサービスセンターの利用者2名と施設の職員1名、計3名が乗車しており、セザール松島下の町道西側に向かい、町道から右折して県道仙台松島線に合流する際

に左側、松島第二小学校方面から走行してきた相手方車両の右後方部に接触したものです。相手方車両の運転手、町営バスの乗客3名及び運転手ともにけがはありませんでした。

相手方車両の損傷の状況につきましては、最終ページの資料に損傷個所の写真を掲載しておりますが、主に車両広報の右側のバンパーとアルミホイールの損傷となっております。

損害賠償の相手方4名それぞれに対する損害賠償額につきましては、報告第1号2枚目別紙に記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 説明が終わりました。

ここで、傍聴の申出がございますのでご報告いたします。―――さんでございます。

説明が終わりました。

報告事項ではございますが、質疑あれば質疑を受けたいと思います。6番後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 6番後藤でございます。

今課長から報告がありました。バスの、バス自体の損傷程度と損害額があればお知らせをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） バスにつきましては、左側のフロントのバンパーの傷、塗装がちょっと剝離したということと、フォグラмпの破損ということで、車両の修理費そのものにつきましては11万8,140円かかっております。ただ、今回相手方も一応10%の責任割合ということでございます。

○議長（色川晴夫君） 6番後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） こういう案件は年にあってはならないんですけども、過去にずっとこうきているので、改めてこれまでの運転者に対する教育とこれからの再発防止策、もしあればお知らせをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） バスの運転手につきましても、例年研修会、それから運転の適性検査という形で、自分の状態を知るための動体視力の適性検査ですとか、夜間の視認性の検査ですとかを受けていただいて研修はしております。引き続きそういった研修をしながら、こういった事故が発生した際には運転手皆さん含めて情報共有を図って、さらに安全運転に努めていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかにございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。

私のほうからは、いわゆる慰謝料等の内訳についてということで、3名の町民の皆さんが被害に遭われているということなんですが、いわゆる慰謝料等の額から見て、どういった内容で慰謝料内容になっているのかというところをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、今回の、先ほど私けがはありませんでしたと申し上げたんですが、一応施設の職員の方と、あと利用者の2名の方、その3名の方については、念のためいいですか、病院のほうに行っていて、レントゲン検査とか、あと医者のお医者さんの受診を受けたということで、それで、けがは発生はしていませんが、治療費関係としてまず1万3,784円、これは3名それぞれかかっています。それぞれ1万3,784円。それから、慰謝料という形で、どうしてもけがはなかったんですが結果的に病院に行ったということで、これはルール上かかってしまうということで、お一人8,600円ずつかかっています。それから交通費として、これもそれぞれ480円ずつかかっています。お一方だけ金額が2万3,464円ということで違いますが、これは事故証明書代として600円かかっています。そのほか2名の方については、これは保険の手続上必要ということで、コピーで代替ができるので1名分だけ600円発生すると、そういった内容になっております。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） それから、相手方の運転手さんについては、今同様に慰謝料を対応してあげた分についてのような形での部分の示談、和解にはどのように判断されたんですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 相手方に、運転手の方についてもけがはなく、相手方のその相手、運転手の方は病院のほうに通うことはないということで、車の、あくまでも修理代のみということになっております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 最後にしますが、最終ページに資料として写真が載っているんですが、たまたま目にしますと反町駐屯地の、初原駐屯地ですか、反町駐屯地の入り口にありましてごみ集積所の前に遭われた車が、被害に遭われた車が載っているわけですけれども、場所的には通

称ガッカラ橋と言われているところの交差点部分というんですか、あの辺なんですか。あそこよくあるんですけども、事故が。それで、要は、前から何度となく仙台松島線、通称利府街道の沿線における松島行政区内で、特に松島中学校から利府の行政境であります赤沼の部分で年間50件以上も発生しているというところの要注意箇所なんですね、ここ。年に本当に何度となく目に留まりますからですけども、そういった点も踏まえて現場を町側としても交通安全対策上も点検なされて視距的なことの改良も必要なのかどうかも踏まえて配慮いただくとありがたいなということを申し添えて、私からは終わります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 要望ですね。（「はい」の声あり）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第1号 令和3年度松島町一般会計補正予算（第8号）

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第1号令和3年度松島町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第1号令和3年度松島町一般会計補正予算（第8号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、5ページをお開き願います。

2款総務費1項19目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、国の令和3年度補正予算に伴い新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活に対する支援等に対応することを目的とした4事業を補正するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく事業であり、マイナンバーカードの所有者の転出及び転入手続のワンストップ化によりマイナンバーカードの利便性向上を図るため住民基本

台帳システム改修業務に係る経費を補正するものであります。

6ページをお開き願います。

3款民生費1項7目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費につきましては、同じく閣議決定に基づく事業であり、対象世帯に対し10万円を給付するための経費を補正するものであります。

7ページの2項9目認定こども園推進事業費につきましては、松島町社会福祉協議会への認定こども園施設整備の建設工事に係る補助金について補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

17款国庫支出員2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました住民基本台帳システム改修業務に対するものであります。

2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました認定こども園推進事業に対する国補助金であります。また、同じく歳出でご説明しました、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業に対するものであります。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に対するものであります。

18款県支出金2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました認定こども園推進事業に対する県補助金であります。

4ページをお開き願います。

23款諸収入5項2目雑入につきましては、町が行う新型コロナウイルス感染防止事業に対し、公益財団法人宮城県市町村振興協会が交付する支援金を補正するものであり、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に係る財源の一部として活用するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。また、感染症予防対応換気型空調設備整備事業費外1事業につきましては、年度内完了が見込めないため繰越明許費を設定し、庁舎宿日直業務について令和4年4月1日から業務を行う必要があるため債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、2款1項19目新型コロナウイルス感染症対応地方

創生事業費につきましてご説明いたします。

恐れ入ります、主要事業説明資料1をお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、5ページとなります。

今回の補正につきましては、令和3年12月20日に成立いたしました国の第1次補正予算におきまして、令和3年度におきましても地方創生臨時交付金が予算化され、本町に対しましては令和3年12月27日付で交付限度額1億56万1,000円が通知されました。本町では、交付される臨時交付金を財源としまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止や、感染拡大の影響を受けている地域経済、住民生活の支援につきまして、このたび補正予算を計上させていただくものでございます。

また、公益財団法人宮城県市町村振興協会におきましては、市町村振興宝くじ、いわゆるサマージャンボの収益金を財源としまして、市町村が実施する新型コロナウイルス感染症の防止事業を支援することを目的とし、市町村新型コロナウイルス感染症防止事業支援金が創設され、本町に対しましては、令和3年11月1日付で474万3,000円と支援金額が通知されました。今回町では新たに交付されます地方創生臨時交付金に、宮城県市町村振興協会からの事業支援金を加え、これまでの基本方針に基づき事業概要に記載のとおり4事業を町独自の支援策として実施するものでございます。

恐れ入ります、主要事業説明資料1ページ、A4判資料1をお開き願います。

本町では、感染拡大防止の影響を受けております住民生活や地域経済に対しまして、地方創生臨時交付金を活用し感染拡大防止、町民の生活支援、町の経済回復に重点を置き、基本方針を3項目と定め、令和3年度といたしましても既に実施しております22事業に今回補正予算を計上いたします4事業を加え、全26事業につきまして町独自の施策として実施するものでございます。

それでは、個別事業につきましてご説明いたします。

恐れ入ります、主要事業説明資料2ページ、A3判資料2をお開き願います。

一覧にまとめておりますので、事業の概要につきましてそれぞれ説明させていただきます。

初めに、23番事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業（所得制限撤廃分）でございますが、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策に基づき、本町では昨年12月より子育て世帯への臨時特別給付金としまして10万円を給付しており、その中で世帯の所得制限により給付対象とならなかった児童に対し、所得制限を撤廃し、臨時特別給

付金を給付する事業でございます。

給付予定者といたしましては、資料にも記載しておりますが、約60人と見込んでおり、給付時期につきましては、補正予算成立後速やかに周知を行い、年度内で給付事業を行う計画でございます。

続きまして、24番、感染症予防対策換気型空調設備整備事業につきましては、高城保育所におきまして児童の感染予防対策として換気型空調設備を新たに設置する事業でございます。設置場所につきましては、これまでエアコンが未設置となっておりました3歳、4歳、5歳の保育室に職員室を加えた全4室に設置する計画でございます。なお、この事業につきましては、機器の納期や工事施工に時間を要するため年度内完了が見込めないことから繰越明許費を設定させていただいております。

続きまして、25番事業、令和3年産主食用米作付け農家応援事業（追加分）につきましては、先に実施しております14番事業、令和3年産主食用米作付け農家応援事業の追加加算といたしまして、外食産業の落ち込みや主食用米の消費低迷、米価下落の影響を受けた米の作付農家を応援するべく、作付面積に応じた支援金を交付するものでございます。事業の内容といたしましては、10アール当たり3,000円の補助単価とし、作付面積に応じて交付するものであり、下限値につきましては5,000円とし、上限値につきましては撤廃するものでございます。また、補助金交付件数につきましては、先の事業実績に基づき256件を予定し、主食用米作付農家を応援するものでございます。

続きまして、26番事業、農水産業燃油価格高騰対策支援事業につきましては、感染防止に伴う外食産業等の自粛により農水産物の需要と価格が低迷し、さらには燃油価格の高騰により経営状況が逼迫していることから高騰を続ける燃油代の一部を補助し、経営継続を支援するものでございます。

交付の対象といたしましては、大きく2点ございます。まず、1点目でございますが、①につきましては、農業用鉄骨ハウスにおきまして加温設備を常設し、農作物を生産、出荷している農業者4件に対し、令和2年度燃油価格と令和3年を比較し、燃料に応じた高騰価格に燃油使用料を乗じた金額の一部を補助するものでございます。補助金額につきましては、A重油であれば1リットル当たり20円、上限は100万円でございます。LPガスにつきましては、1キログラム当たり40円、上限額は100万円でございます。

次に、2点目でございますが、②につきましては、令和3年産カキを生産している漁業者に

対し、令和2年の燃油価格と令和3年を比較し、燃料に応じた高騰価格に燃油使用料を乗じた金額の一部を補助するものでございます。補助金額につきましては、燃油であるガソリン及び軽油、いずれも1リットル当たり30円の燃油高騰価格と設定し、漁業者が生産に使用している行使、いわゆるカキ棚につるす原盤の本数を乗じ、さらに1行使当たりに使用する燃料使用量0.6リットルを乗じ、カキ生産を行っている漁業者43人の生産状況に合わせ補助金を算出しているものでございます。なお、1行使当たりに使用する燃料使用量0.6リットルにつきましては、全生産者の年間想定使用量である5万4,000リットルに本町でカキの生産に使用している行使総数9万102本で割りますと、1行使当たり使用する燃料が0.6リットルとなるものでございます。

最後に補助金の交付方法でございますが、①の農業者に対しましては、農業者からの申請に基づき町が直接補助金を交付いたします。②のカキの生産漁業者に対しましては、宮城県漁業協同組合松島支所に補助金を交付し、松島支所から各漁業者に対し交付手続を行っていく予定でございます。

A3資料事業一覧の下段、総事業費の欄をご覧ください。

これまでご説明いたしました4事業に係る総事業費は3,100万4,000円となり、財源といたしましては、国費として地方創生臨時交付金2,100万円、25番事業の令和3年産米主食用米作付け農家応援事業に係るその他財源として474万3,000円、町の一般財源が526万1,000円でございます。

なお、さきにご説明いたしました国からの交付限度額通知をいただきました1億56万1,000円のうち、今回の補正で2,100万円を財源に充当しており、国費に残額が生じております。残る国費7,956万1,000円の取扱いにつきましては、国予算におきまして本省繰越手続を行い、町予算といたしましては令和4年度予算として交付を受ける予定でございます。オミクロン株等の変異ウイルスが拡大している中で、令和4年度におきましても感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援につきましてどのような支援が必要なのかを精査しまして、時期を見定めながら新たな施策を実施する予定としております。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書3ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費に関連する歳入補正予算についてご説明いたします。

17款国庫支出金2項国庫補助金7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につ

きましては、令和3年12月27日付内閣府より限度額通知のありました1億56万1,000円のうち、歳出予算で説明いたしました4事業の財源とし2,100万円を歳入補正するものでございます。

23款諸収入5項雑入2目雑入につきましては、令和3年11月1日付で宮城県市町村振興協会より市町村新型コロナウイルス感染症防止事業支援金の交付通知を受けました474万3,000円につきまして歳入補正するものでございます。

以上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に係る歳入歳出補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 続きまして、番号制度（マイナンバー）導入事業について説明させていただきます。

お手数ですが、条例に関する説明資料2をお開き願います。

なお、補正予算事項別明細書につきましては5ページとなります。

今回の補正予算につきましては、令和3年11月19日に閣議決定となりました国補正予算に基づく事業となっており、事業の目的及び事業概要につきましては、マイナンバーカードの普及を図ることを目的とし、マイナンバーカードを持っている方が転入、転出手続を行う場合、マイナポータルにてオンラインで予約を行うことで役場窓口においては改めて申請に記入することなく手続が行えるようになります。この窓口業務対応のため、既存の住民基本台帳システムを改修するものでありますが、議決をいただきました後に契約を行い、繰越明許費を設定し、国のワンストップサービス提供開始となる令和5年1月より町もスタートできるよう進めてまいります。なお、財源につきましては、人口規模で定額で示されておりまして、1万人以上3万人以下の自治体につきましては一律385万円交付されるものとなっております。

以上で説明を終わります。

続きまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別支援事業について説明させていただきます。

条例に関する説明資料は3になります。

補正予算事項別明細書につきましては、6ページをお開き願います。

本事業につきましても、前事業説明と同様に国補正予算に基づく事業となっております。事業の目的としましては、感染症の影響が長期化する中で困難に直面している方々に対し、速やかに生活、暮らしの支援を行うということで、住民税非課税の世帯等に対し、1世帯当たり10

万円を給付する事業となっております。

事業内容となりますが、基準日は令和3年12月10日とし、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯、また家計急変世帯を見込み、計1,660世帯分を補正予算に計上しております。なお、基準日に松島町に在住し、松島町より非課税判定を受けている世帯には、プッシュ型方式で給付となりますので、特別定額給付金の口座情報を元に本口座に振り込んでよいかを含めた受給拒否意思確認後給付となりますので、2月中に給付の予定で進めてまいります。

続きまして、基準日に松島町に在住し、他市町より非課税判定を受けている世帯につきましては、家計急変世帯と合わせて申請型としまして、令和4年9月30日まで申請を受け付け、令和4年12月31日まで支給決定するスケジュールとして進めてまいります。

最後に、本事業につきましては、プッシュ型給付が大部分を占められることから、2月に給付を行いまして、3月の補正予算に申請型の給付対象者を精査し繰越明許を計上することを申し添えいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） それでは、佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、3款2項9目認定こども園推進事業費につきましてご説明いたします。

恐れ入ります、主要事業説明資料4をお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、7ページとなります。

まず初めに、認定こども園推進事業の現在の状況でございますが、計画地におきまして敷地造成工事を施工しているところであり、3月上旬の工事完了予定となっております。1月20日現在の進捗状況といたしましては、おおむね60%の進捗であり、降雪の影響も少なく順調に進んでいるところでございます。

今回臨時会におきまして補正予算として計上させていただく内容につきましては、事業概要に記載のとおり、松島町社会福祉協議会において実施する認定こども園整備事業の園舎建設工事につきまして、令和3年度分の国交付金及び県補助金が交付されることに伴い、町から事業者へ補助金として交付する事業でございます。内訳の国交付金につきましては、厚生労働省分といたしまして保育所部分に当たる2号認定及び3号認定に係る経費としまして国から町に交付されるものでございます。また、文部科学省分につきましては、幼稚園部分に当たる1号認

定につきまして国から宮城県に交付され、県より町に補助されるものでございます。厚生労働省並びに文部科学省、いずれにつきましても令和3年度分の交付金とし、進捗を10%と見込んだ金額となっております。これら国交付金及び県補助金の合計金額1,631万7,000円について補正させていただき、予算成立後事業者に対し補助金として支出するものでございます。

また、実際の建設工事についての今後の予定といたしましては、2月中旬に入札会を行い、施工業者を決定した後、令和3年度内には工事に着手する計画でございます。なお、建設工事の工期につきましては、令和5年1月末の完了を予定しております。

続きまして、建設工事の事業概要に添付しております資料を基に説明いたします。

恐れ入ります、添付資料の1ページをお開き願います。

計画地につきましては、事業箇所図でお示ししておりますとおり、松島運動公園の北側に位置しており、これまでご説明しておりました箇所から変更はございません。

次に、事業概要でございますが、資料左上にまとめております。

事業名につきましては、既に名称を決定しております、認定こども園松島めぶきの森建設事業とし、社会福祉法人松島町社会福祉協議会が事業主体となって事業を進めてまいります。

建物の構造につきましては、木造平屋建て、敷地面積3,998.28平米に対しまして建物の建築面積が1,172.07平米となっております。

事業期間につきましては、令和4年2月から令和5年1月までの予定としております。

児童の登園、降園につきましては、図面右側の町道より園舎へ入っていただき、駐車場内、こちらは時計回りの一方向の通行とし、乗降スペース、車寄せと記載しているところで保育士等が児童をお預かりする計画とし、ドア・ツー・ドアで駐車場内の事故防止に努めるとともに、朝何かと忙しい保護者の手助けとなれるよう計画されたものでございます。また、防犯対策といたしましては、図面上には記してはおりませんが防犯カメラを複数台設置し、門扉や歩行者用の出入口につきましては電子錠とし、建物内の事業所で訪問者を確認してから電子ロックを解除する計画でございます。

続きまして、資料2ページをお開き願います。

施設の平面計画についてご説明いたします。

保育室の配置につきましては、採光、風通しに配慮し、全室ともに南側に配置しております。先ほど配置計画におきましても説明いたしましたが、資料右側に車のイラストが記載されているところに保護者の方は車を停車することになり、その場で施設職員が児童をお預かりし、縁

側通路を通りそれぞれの保育室にお連れする計画でございます。園舎の中心部には遊戯室を配置し、園の行事や雨天、降雪時の遊びの場、そしてお昼寝の場として利用するとともに、調理室に面する箇所には調理室をのぞける窓を設け、様々な食材がどのように調理されていくのかという過程も見ることができ、食育の場になるものと捉えております。施設の西側には乳幼児、1歳児室、2歳児室を配置します。活発な動きを見せる3歳、4歳、5歳児とは別に、乳幼児、1歳児、2歳児に置かまはしては、各幼児に合わせて授乳や睡眠等の保育を行う必要があることから、静かな環境で幼児のリズムに合わせた保育を行っていく計画としております。画面右側の中央に玄関、その北側に施設を運営、管理する事業所、職員室等を配置しております。

玄関の南側には子育て支援事業に取り組む子育て支援室を配置しております。就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、園に通っていない子育て家庭を対象に各種事業を行う必要があるため、子育て支援室を配置するものでございます。具体的には、親子のつどい事業、子育て相談事業、一時預かり事業、子育てサークル等育成事業が想定されるものでございます。

続きまして、資料3ページをお開き願います。

こちらは建物の東西南北それぞれの立面図の姿図となっております。

最後に、資料4ページをお開き願います。

園舎建物の外観、内観のイメージパースでございます。

左側の外観イメージをご覧ください。3歳児、4歳児、5歳児の各保育室からは、目の前に広がる遊びの場へ直接出ることが可能となり、園庭では自然の地形を遊びの場とし、自ら遊びを考え、工夫しながら野山を駆け巡ることができる認定こども園を目指すものとしております。保育室、遊戯室の室内イメージでは、大きな採光窓を設け、特に風の通り、換気に注意しております。これからの時代、アフターコロナの時代を見据えた計画としているものでございます。

以上で、認定こども園推進計画の補正に関する説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 私のほうからは、補正予算書4ページ及び事項別明細書8ページの、庁舎宿日直業務の債務負担行為の追加につきましてご説明させていただきたいと思っております。

現在の庁舎宿日直業務につきましては、平成29年度に債務負担行為を設定し、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間の委託業務により業務を行っているところでございます。しかしながら、現在業務を受託している業者の県内の営業所及び県外の営業所において、

平成30年1月から令和3年7月の一部期間において警備業法が定める警備員指導教育専任者が選任されていなかった容疑で、令和3年12月13日に役員4名が書類送検されたところでございます。令和4年1月13日に受託業者の役員等2名が来庁し、このことについての経緯説明と今後予想される役員の刑罰及び会社の行政処分などの説明、それに伴う本業務についての契約期間を1年を残し令和4年3月31日をもって契約解除の申立てが行われたところでございます。このようなことから、令和4年度から5か年間の庁舎宿日直業務について今回債務負担行為を設定させていただき、業務を実施するものでございます。

なお、現受託業者との契約解除に係る違約金等につきましては受託業者等も分かっており、弁護士と相談の上、後日協議させていただきたいとのことであり、今後協議を進める予定となっているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ございませんか。5番杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 5番杉原です。

まず初め、燃油の対策について先日の新聞にも掲載されまして、漁業者から感謝の言葉があったということをまずもお伝えしておきたいと思います。まだ決まったわけじゃないんですけども。

私のほうからは、認定こども園についてちょっと何点かお聞きしたいと思います。今回、改めて詳細な資料が示されたわけなんですけど、その中から4点、3点、4点、ちょっとお聞きします。

まずもって、1ページ目の配置図で、囲んでいるメッシュフェンスとあるんですが、これが1.5メートルというふうに記載されております。あまり高いと圧迫感だったり見た目もどうなのかなというのがありますが、一方で、やはり防犯対策で不審者が発生した場合、1.5メートルではすぐ乗り越えられる高さではないかという思いがあるんですが、もう一方で運動公園側、すぐ、見ると急斜面になっていて、これの安全対策としても1.5メートルという、子供たちが万が一乗り越えられるような高さではないのかなという思いがあるんですが、この1.5メートルという高さに対してどういった認識なのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 認定こども園の外周に設置しますフェンスの高さについてと

いうご質問でございますが、これについては、設計の段階で事業者と町と様々な関係者が集まっている開設委員会の中で議論を重ねてまいりました。法規制的には1.2メートル以上であれば構わないというような規格がありまして、1.8がいいのか2メートルがいいのか、当然それについても議論がありましたが、幼児、今回は認定こども園、就学前の児童でありますので、1.5未満であれば幼児が自力で越えることはできないという高さを設定しておりますので、そちらの数値を基準として設定したものでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） そうしますと、防犯対策のほうとしては1.5メートルというのは、数字というのはどうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 昨今防犯対策としまして不審者対策がいろいろ騒がれております。今回も道路側につきましては高さ1.5メートルということで設定させておりますが、基本的には全て24時間防犯カメラで事務所内で安全対策を確認できて、侵入者は既に、入った場合警報で知らせていただけるということのシステムを導入しようかと検討しております。また、門扉、出入口につきましては、全て自動ロックとして、事務室内で解錠しなければ門扉、扉を開けることができないというようなシステムで防犯対策を行っているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 分かりました。防犯カメラの設置と、あと電子錠ですね、それでしっかりと防犯対策を考えているということで、そこは安心しました。

続きまして、やはり駐車場の件です。以前全協では25台設置するという予定だということで話があったんですが、今回図面を見ると11台に減っている状況で、前回も私話ししたと思うんですが、特に朝はさっき話あったように、ドア・ツー・ドアでやるということなんですが、特に小さいお子さんとかは先生と、やっぱり今日の体調だったり朝に先生とお話する機会というのを、やはり保育所とか経験しているとそういう場面が多々あるんですが、そういった中でなかなかドア・ツー・ドアというのは難しいのかなという思いがあるんですが、その中でやはり、以前の、全協での話だと15名から20名程度常時職員、プラス補助とかあると思うんですが、その中で11台で果たして大丈夫なのかと、朝の混雑、交通量も含めて、その中でどう

して11台になってしまったのか、その経緯をちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず、令和3年1月に開催されました全員協議会におきましても駐車台数について様々なご意見を頂戴しました。その後3月定例会におきまして現地視察も見ていただいた中で、25台の考え方、駐車場の在り方について現地でもご説明させていただきました。今回は事業者の考え方として、これまであまり取組事例のないドア・ツー・ドア、要は車から直接先生が子供をお預かりして安全対策を図りたいという思いが表れておりまして、また、先ほど議員さんからご質問のあった、小さい子供さんたちは直接親御さんの手から前日の夜の様子であったりとか、朝の健康状態、そういったものも伺いながら預かる場面も当然必要となってくると。しかしながら、全員、今回定員120名としておりますので、120名一気に登園ということは考えにくいと。そこは保護者の中で、説明会の中で、園の預かりの仕方、降園の仕方について今後周知していきたいと。今回は必要最小限ということで11台ということの設定と、これもかなり開設委員会の中で議論がありました。15台、20台、いやもっと必要じゃないかという話もありましたが、今回はこの11台で設定するということでの決定ということを受けまして設計に反映させたものでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） この入り口の砂利とかも何か使うような話もあったので、そこもちょっと活用していただきながらという形なのかなとは思いますが、今の、先ほど話あった、特に小さい子、未満児に関して、今回初めて見たときに、未満児、乳幼児6名、1歳児12名、2歳児12人、合わせて未満児で30名という記載があった中で、磯崎保育所と松島海岸の保育所の正式な処遇というのはまだお話しはないんですが、仮にそこがなくなった場合の、現在待機児童も10名程度いたのかなというのがあったんですが、多分また新しくこども園を造っても待機児童発生してしまうのかなと、この人数だと、思うんですが、そこら辺の対応というか、そこら辺どういう考えなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今回のこども園につきましては、未満児、乳幼児、1歳児、2歳児合わせまして30名ということで設定させていただいております。今後町全体でその乳幼児、1歳児、2歳児の保育を考えた場合、高城保育所での受入れを想定しております。受入れ

に関しましては、未満児の面積基準がありますので、それをクリアできるよう町のほうでも配慮していきたいということで今検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 高城保育所はそういった受入れを広げていくというお話なんですが、磯崎と海岸、松島保育所の処遇についてという話は、どこら辺まで話になっているんですか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 令和5年4月にこのこども園の開園に合わせ、松島保育所、磯崎保育所の統合を現在町のほうで準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 5番杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 統合ということはなくす方向というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今後地権者との協議を踏まえまして、令和5年3月31日末日をもちまして統合ということで計画を進めているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 5番杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 分かりました。そこら辺も含めて、最後に、保護者への説明だったり、町民への周知というのはどういうふうに進めていくのか、そこを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず、保護者への説明につきましては、早期に実施するというところで現在予定しているところでございます。目標としましては2月、3月、コロナのこの状況にもありますが、早期に日時を決めて周知していきたいと考えてございます。また、町民に関しましては、3月1日に発行されます広報まつしまで、このこども園、イメージパースありますので、それらを用いて全町民に周知していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） まずは、番号制度導入事業についてです。転入、転出とワンストップ化ということですが、具体的な手続としてどのような手続がワンストップ化されるのかお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 今回の事業につきましては、本来転入、転出を行う場合、松島町から転出する場合は窓口に申請書を記入して提出をし、転出届をもらって、それを基に転入先の市町村へ向かうという手続になります。事前に、マイナンバーカードを持っている方につきましては、スマホや自前のPCからマイナポータルサイトにアクセスできますので、そこで例えば松島町から転出するというのであれば松島町に転出するというような、転出予約というところをマイナポータルでしていただきます。そして、松島町役場に来ていただいたときにマイナンバーカードを提示していただくことでもう予約がされておりますので、その提示を確認後転入先市町村へ行っても大丈夫ですということでの手続のワンストップ化になるということになります。ただし、ほかの業務につきましては、まだ国のほうで想定している業務としては介護保険は国民健康保険、児童手当も今後拡張することを想定しているということで、まず今回は転入、転出のみのワンストップ化事業というふうになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） できれば、そういうふうな図れるものがワンストップ化されるというのは本当に便利なワンストップというふうな形になると思いますが、今後そういうふうなのに期待しながらこの事業を進めていっていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それから、認定こども園推進事業でございますが、まず初めに、職員の駐車場です、この場合は職員の駐車場がありませんので、どういうふうな形で職員の駐車場を考えていらっしゃるのかお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 現在事業主体であります松島町社会福祉協議会におきまして、この園舎の近隣の用地のほう、町の町有地も含めまして、職員の駐車場用地ということで協議のほうを進めているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） では、この中には含まれていないというふうなことです。はい、分かりました。

それから、中身についてなんですけれども、社会福祉協議会との考え方というふうなのがあると思うんですが、トイレの数とか収納スペースについて、ちょっとこれで本当に間に合うのかなというふうな思いがあるんですが、そこら辺、現場の声というかそういうふうなのとかを聞いてこういうふうなのが設定がなされているのかどうか、そこら辺お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） このトイレの数の考え方については、現場の声ということで開設準備委員会の中に町の保育士も入っております、直接保育士さんのほうの意見も聞きながら動線であったり数であったり、レイアウト等設計に反映させていただいております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 大人の、特に女性の個数が多分、これ大分少ないような気もするんですね。2カ所とか3カ所なのか分からないんですけれども、子供と共有というわけにはいかないとしますので、そこら辺もう1回ちょっと改めて考えていただければと思います。

それから、今回職員室、職員室、事務室というふうな形で、結構大きな部分でスペースを取っていますが、社会福祉協議会というふうなのは、これから、今後、どنگりからこちらのほうに移転されるというふうなことなんでしょうか。それはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず、1点目のトイレについてでございますが、資料2ページの、例えばですけれども、2歳児の上のほうに幼児用のトイレのところがありますが、こちらにトイレのブースを囲っているところ、ここは先生用の、大人用のトイレということで、これは現場の声を反映し、もう子供から一時もあまり離れないように手短かに用を足せるというように設計をお願いしたいという現場の声を反映し、それぞれの幼児用のトイレにも大人用を配置しております。先生が一々こちらに戻ってくるののないようにということで計画されたものでございます。

次に、2点目の社会福祉協議会がこちらに来るのかというご質問でございますが、今回のこのこども園に関しましては、こども園の運営に関する部門のみでございます。ですので、事務

室にはこのこども園を運営するための事務、管理するための事務の職員が配置されます。また、職員室が2部屋ございしますが、こちらに関しましては、今回常時約20名弱の先生等が配置されます。朝から夜までシフト制をしくことにはなりますが、20名程度の職員が配置し、そこで保育の計画を練ったりとか、あとは休息を設けるためにこれくらいの面積が必要ということで計画されたものでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 先ほどちょっと抜けていましたが、倉庫、そのスペースがちょっと少ないようなイメージがあるんですけども、ほかのところでは大分スペースを使っているというふうなことをちょっとこの間見に行ったときに思うんですけども、これくらいのスペースで間に合うものなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 倉庫スペースについても設計の段階でかなり議論を、あればあるだけバックヤードは欲しいよねというようなご意見もありました。今回はそれぞれの保育室に少なからず物入れ、収納スペースは取っておりますし、また、遊戯室には西側に大きく倉庫を1、2、3と用途に応じて収納できるスペース、これくらいでいいということで計画されたものでございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。続きまして質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認めます。大きい声で言っていただければ。赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ちょっと様子眺めしてしまいました、ごめんなさい。7番赤間です。

私のほうからも何点か、さらりとして質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業の主要事業説明資料1からですけども、まずもって事業概要の3番目に対しましては、3番、4番ですか、第4回の定例会、令和3年の中で私ほか2名方の議員の一般質問等にあって早速対応いただいたということに対しては感謝申し上げたいなという思いであります。なお、若干ここで資料2のほう、ちょっとA3サイズのほうの部分でお伺いさせていただきます。まず、ナンバー25なんですけど、この部分たしか昨年6月の補正では256じゃなく257くらいの件数だったと思います。何かここに変更あったのかどうか、大したことではないだろうとは思いますが、と併せまして、上限でたしか40万円と

いう設定があったかと思うんです、当時。その撤廃に至った理由をまず最初にお聞かせいただけませんか。よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えいたします。

米価下落の中、主食用米づくりを行った農家さんを少しでも、少しでもという言い方はあれですけれども、支援しようということで今回上限のほうは撤廃させていただきました。また、対象件数についてなんですけれども、一部の消防団で、作付を行っているところがありまして、今回の事業趣旨から考えますと、あくまでもこれ、営農目的だろうというようなことで、その1件については対象から外させていただいたというふうなことです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 分かりました。それで、上限40万円のやつについての部分なんです、ちょっとだけ、いわゆる掘り下げて聞かせてもらいたい。40万円というのは法人で、例えばです、町内に農業法人化でやっているケースの部分ありますよね、その部分についての扱いについては法人加盟の組合が作付している部分という理解なんですか。それとも1つの法人単位でという理解をされていていいんですか、その辺ちょっと確認だけです。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 法人という扱いで今回も取り扱わせていただきました。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） それでは、昨年6月で補正していただいた際の見方というか捉え方で同じで、あくまで追加分ですという理解でということですね。はい、分かりました。

それから、ナンバー25の、今言った主食用米の作付農家への応援とその下にいわゆる燃油高騰対策が、いずれも実施期間を令和4年の来月2月から3月というふうに両方うたっているわけなんですけれども、この部分についてはもっと厳密に言うと3月初旬くらいに見ているんですか。2月の後半くらいに見ているんですか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 申請の受付については、準備ができ次第考えておりますけれども、2月上旬から2月いっぱいを目処としたいと現在のところ考えておりまして、その申請が終わった段階で精算というか、実績等の事務がありますので、そのことで2月、3月と記載を

させていただきました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、昨年の6月時点で257で申請された方が何ら申請手続きをしないままにして同一で対応で1件当たり反当3,000円の上乗せとか追加分という理解じゃなくて、あくまで2月に申請をさせてという理解でということですね。はい、分かりました。結構です。

それから、これは認定こども園の主要事業説明の4番になりますけれども、今回いわゆる事業費で国費と県費とトンネルしてきて、追加で事業見合いで交付されるという話ですね。それで、先ほど説明を聞いていると、進捗率、今回は10%相当にしての申請でついたものと、しかしながら現場の進捗率は今現在造成部分で約60%、ごめんなさい、造成予定が3月末までには見切りがつかますから、トータル的に今現在で見ると、1月20日時点では60%の進捗率を見ているということなんですけれども、その辺の捉えというのは、今後進めるに影響するものではないということでもいいんですか。これは国費ですからね。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず、私説明の冒頭に造成工事の現在の状況を説明させていただいて、その造成工事の進捗率が60%とお話しさせていただきました。今回補正させていただく内容は、園舎建設に係る事業でございます。それについては2月中旬に入札会がありまして、業者が決定し、2月中旬、後半から施工が入りまして準備等ありまして、3月末まで、要は令和3年度分として10%を見込んでいるというような試算でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 分かりました。それと、要は、A3サイズのページ、1ページの事業概要の事業期間にちょっと触れてのお話なんですけど、事業期間、令和4年2月から令和5年1月までというふうに記載になっています。これは、ハード面というんですか、要するに、現場においての対応でそのように描かれているんでしょうけれども、一方では、施設に子供さんを預かって対応していくということになれば、職員体制的なことも踏まえて見ていかなければいけないということで、今現在想定される中身で結構ですから、実はたまたま認定こども園進んでいるところの自治体関係で見させてもらおうと、最低でも3か月から6か月は必要ですという話、

再三にわたって耳にするわけなんですけれども、職員教育、あるいは研修、あるいはシミュレーションというんですか、先ほど駐車場に子供たち入れてきたときに、こういった受け渡し、いろいろなことを踏まえてやるのかというのも聞きながらですけれども、その辺をちょっと、もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、順を追ってちょっとゆっくり説明させていただきます。

まず、職員につきまして、現在ソフト事業、ソフト面の準備としましてこちらのほうは着々と進めてございます。職員の募集、新規募集に関しましては、3月1日を解禁日としまして様々な機関に職員募集をかけていくと。予定としましては6月から8月の間までに内定を出したいというところで考えているようでございます。その後、言われておりますとおり、研修期間が当然必要になってまいります。先に雇用、内定をした雇用の方を様々な機関で受入れをお願いし、外部で研修を考えております。その後令和5年、年明け、1月ぐらいから今回のこども園の建物が出来上がり次第、こちらのほうでも直接準備を行っていくというところで、研修についてはこの場所だけではなくていろいろなところ、町外もありますし、様々な福祉協議会の運営しているところもありますので、いろいろなところ、民間の保育所のほうでも研修をお願いするように考えているようでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 分かりました。ぜひともそういったルールというか、スケジュール、やっぱりきちきちとその進捗度合いも、町側も一緒になって見据えながら進んでいただけたらという思いであります。

これで最後にします。提案理由資料の最後3ページにあるんですけれども、債務負担行為となった庁舎宿日直業務の関係でちょっとお尋ね、お尋ねというか、再三にわたっていろいろ町民の皆さんから声が寄せられることとしてお話しさせてもらいたいと思いますが、実は、松島町5時15分、夕方5時15分になってびたっと守衛さんのほうとバトンタッチされ、翌日は8時半まできっちりと町の直接の職員対応でしない部分があるということに対して、町民の皆さんがなぜこのように、いわゆる役所的なんでしょうかと言われるんですけれども、できるなら6時から翌朝8時からまでというふうな形の仕様というか、内容にはならないものなんで

しょうかというお話なんです。その辺の話合いというのは、今後の債務負担行為を立てて相手方と入札参加いただいて対応する上で仕様書上には配慮されるものでしょうか。その辺ちょっとその間の空白というんですか、5時15分から6時くらいまでの間、次の日は8時から8時半までの間というのを空白の埋め合わせをどうするかというのも当然出てくるとは思うんですけども、その辺の考え方というのは何ですか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、職員の分なんですが、勤務時間が基本的に8時半から5時15分ということで、前私も入った当時は宿日直ということで職員がやっていたけれども、基本的にどこで切り替わるのかといたら勤務時間でやっぱり切り替わっております。そちらが、職員がちょっと、年齢構成とか様々なことで委託のほうに変わったということになりますので、やっぱり頼むほうというか、そちらについても職員の勤務時間は8時半から5時15分と、委託についても5時15分から翌朝8時半ということで、これまでもずっとこのように対応というか委託はしている状況でございます。赤間幸夫議員さんおっしゃるように、職員がいる分はと、6時なのか翌朝8時なのかということの話もありますけれども、基本的に職員の勤務時間に合わせた場合は町としては、というか担当課としては、このような対応と。ただ、実際は、昨日もそうですけれども、役場がちょっと開いていると一般町民は入ってくるなりやっぱり電話ということが多々あります。各課で残っていれば、職員はそれは勤務時間外ですからとかそういうことで排除というかそういうことはしていなく、住民対応をしているということですので、その辺はご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） これで最後にします。そこについてはいろいろ議論、私もかつて職員経験もある人間ですから、その辺はよく分かります。職員のそういった勤務時間によって制限を受けるというのも分かります。ただ、サービスを受ける側の町民側の対応というか、目線というのはそうとはならない部分もあるということも踏まえて、何らかの工夫余地はないのかというところを再三耳にするものですから、その辺も踏まえて庁内でもうちちょっとご検討なさったりしてはどうなのかという思いですので、これはお話として申し上げておきたいということで出させていただきました。どうか今後のための業務に対しての創意工夫で、いわゆる時差出勤だったりあるいは遅れての帰庁だったり、そういった工夫も兼ねて、念頭に置きながら対応い

ただけならありがたいなという思いですので、ひとつ要望という形でさせていただいた、以上です。

○議長（色川晴夫君） 質疑を受けます。質疑ございませんか。4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。

子育て世代の支援のところ、臨時特別支援事業の補助金交付というところで、住民税非課税世帯に対しての追加の給付の件なんですけれども、12月議会でDV被害者は松島町にはないんですかという私の問いに対しまして、町民福祉課長がいませんという話をなされた記憶があると思うんですけれども、今年の1月河北新報に18歳、DVの傷害事件があったということで、河北新報の朝刊に載っておりました。非常に痛ましい事件だったというふうに思います。そういう私たちの知らないところで子供たちが泣いているんじゃないかという部分が非常にあって、ぜひ町の中で、福祉課とか私たち議員とかもいろいろ住民の実態をやはり把握しないと未然に防げないんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ、現金給付ということも大変ありがたいことだとは思いますが、ぜひそういうソフトの面を重視していただくようお願いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁しますか。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） DV被害寸前までの相談というのはやっぱり個々にございます。給付に関してはDVで避難してそういった給付が難しいという世帯がないという理解で前回答弁させていただきましたけれども、その以前に関わるまでの対応というのは要対応ということで町民福祉課の子ども支援班だったり、あとは教育委員会の学校教育班と連携を図りながら、その都度事案に対して相談、対応しておりますので、これも今後継続して対応していきたいと思っておりますので、よろしくご理解願いたいと思っております。

以上です。（「はい、了解しました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）続きまして、質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員でございます。よって、議案第1号令和3年度松島町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

令和4年度第1回松島町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時15分 閉 会